

改正独占禁止法の解説

公正取引委員会事務総局経済取引局企画室

課長補佐 いなくま 稲熊 かつのり 克紀



はじめに

去る4月20日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）の一部を改正する法律が成立し、4月27日に公布された¹⁾。今回の改正内容は多岐にわたるものであるが、本稿では、主要な改正点である①課徴金算定率の引上げ等、②課徴金減免制度の導入、③犯則調査権限の導入等、④審判手続等の見直しの4点について中心に紹介する。

なお、本稿中意見にわたる部分は、筆者の個人的見解に基づくものであることをあらかじめお断りしておく。



課徴金算定率の引上げ等

(1) 課徴金算定率の引上げの趣旨

課徴金制度は、昭和52年の独占禁止法改正において、カルテルや入札談合により得られた不当利得に相当する額を徴収することにより、違反行為の防止を図ることを目的として創設されたものである。

課徴金の算定率は、平成3年にそれまでの原則1.5%から6%に引き上げられたが、課徴金算定率引上げ後も違反行為は減少しておらず、違反行

為が繰り返される例が後を絶たないことから、その水準では課徴金制度の目的であるカルテル等の違反行為の防止のためには不十分であると考えられた。そこで、今般、課徴金の算定率を引き上げ、違反行為によって得られるとみられる不当利得相当額以上の金銭的不利益を課す仕組みとすることにより、違反行為の抑止力をさらに高めることとされたものである。

(2) 引上げ後の課徴金の水準

改正法では、課徴金の算定率が原則6%から10%へ大幅に引き上げられている。

新たな水準の設定に当たって、公正取引委員会が過去の違反事件のデータを基に不当利得についての推計を行ったところ、平均で16.5%程度の不当利得が生じており、8%を超える不当利得を得ているケースが約9割存在するという結果が得られた。このため、少なくともカルテル等の事件では8%の不当利得が生じているものと考え、他法

表 1 課徴金算定率の一覧

	大企業		中小企業	
製造業等	10%	累犯 15% 早期離脱 8%	4%	累犯 6% 早期離脱 3.2%
小売業	3%	累犯 4.5% 早期離脱 2.4%	1.2%	累犯 1.8% 早期離脱 1%
卸売業	2%	累犯 3% 早期離脱 1.6%	1%	累犯 1.5% 早期離脱 0.8%

令の例等も考慮しつつ、これを上回る率として原則10%という算定率が設定されたものである。

また、改正前と同様に、製造業、小売業、卸売業といった業態ごとにそれぞれ異なる算定率を設定しているとともに、中小企業に対する軽減率の適用も行われている（表 1）。

(3) 早期離脱の場合の軽減率の適用および繰り返しの場合の加算率の適用

① 早期離脱の場合の軽減率の適用

事業者が自主的にカルテルや入札談合といった違反行為から離脱した場合には、前記の算定率よりも軽減された算定率を適用することにより、早期にカルテル等から離脱するインセンティブを与えている。具体的には、公正取引委員会の調査開始日（立入検査等の処分が最初に行われた日）の1カ月前までに事業者が違反行為をやめていた場合には、前記の算定率から2割軽減した算定率を適用することとしている。ただし、軽減率適用のためには、違反行為の実行期間が2年未満であることが必要である。

② 繰り返しの場合の加算率の適用

違反行為を繰り返し行う事業者は、過去に課徴金を支払っているにもかかわらず違反行為を行うものであることから、課徴金を納付してもなお違反行為を行うインセンティブが生ずるほどの不当利得を得ているものと考えられるところ、通常の課徴金の水準では繰り返しの違反行為を十分に防止することができない。このため、公正取引委員会の調査開始日から遡って10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対しては、5割加算された算定率を適用することとしている。

(4) 課徴金と刑事罰の併科および課徴金の調整規定

改正法においては、課徴金と刑事罰の両者が併科される場合について、課徴金額を調整する規定が設けられており、具体的には、罰金額の1/2に相当する金額を課徴金額から控除することとされている。

課徴金の性格は、違反行為の防止のための行政上の措置であり、刑事罰である罰金とはその趣

旨、目的、手続等が異なることから、両者が併科されることになっても憲法上の二重処罰の問題が生じるものではない。しかしながら、刑事罰にも違反行為の防止という側面があり、課徴金とその目的において共通する部分があることは否定できないことから、課徴金と罰金とを併科する場合には、罰金の1/2に相当する金額を差し引いたものを課徴金の額とするとの調整を行うことが政策的に適切であると判断されたものである。

(5) その他

課徴金の納付を命じることができない額を従来50万円未満から100万円未満に引き上げる等所要の規定の整備を行っている。



3 課徴金減免制度の導入

(1) 課徴金減免制度導入の趣旨（図 1）

カルテル、入札談合等は密室の行為であり、その発見や証拠収集がきわめて困難であるという特質を有する。課徴金減免制度は、事業者から離脱しようとするインセンティブを与えて、カルテル、入札談合等の崩壊を促進させ、結果的に違反行為の摘発、違法状態の解消および違反行為の防止を図ることを目的として導入されたものである²⁾。

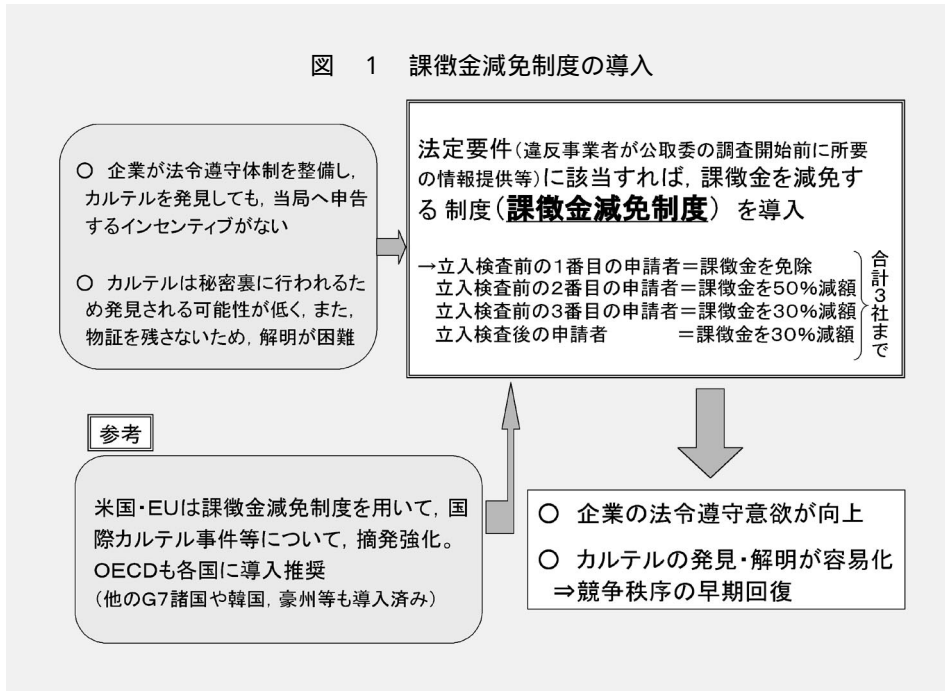
(2) 課徴金減免制度の概要

課徴金減免制度の下では、公正取引委員会の調査開始日前に、1番目に自らの違反行為に係る事実の報告等を行った事業者については課徴金納付を免除するとともに、2番目に報告等を行った事業者については50%、3番目に報告等を行った事業者については30%、それぞれ課徴金を減額することを認めている。

また、調査開始日以後であっても、調査開始日前に減免を受ける事業者が3社に達していない場合には、調査開始日以後一定期間内に違反行為に係る事実の報告等を行った事業者について30%の減額を行うこととしている³⁾。

以上のとおり、課徴金の減免を受けることのできる事業者は3社までとされていることから、事

図 1 課徴金減免制度の導入



対しては、課徴金のほかに刑事罰の規定もあるため、刑事告発をおそれて課徴金減免制度の利用をためらう事業者が現れるとも限らない。この点について、公正取引委員会は、1番目に報告等を行った事業者およびその役員については刑事告発を行わない方針を明らかにする旨表明しており、課徴金減免制度は有効に機能するものと考えられる。

業者として独占禁止法違反行為を行っているということを認識した場合には、速やかに社内調査を行い、可能な限り迅速に公正取引委員会へ報告等を行うことが求められる。

(3) 刑事告発との関係

調査開始日前に1番目に報告等を行った事業者については課徴金が免除されることとなるが、カルテルや入札談合といった独占禁止法違反行為に

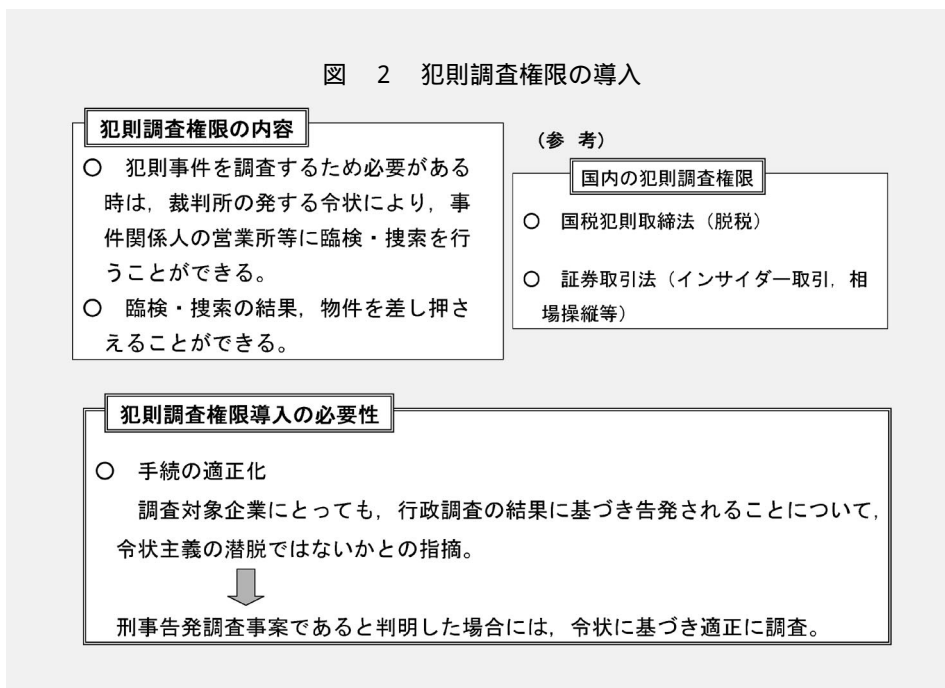


4 犯則調査権限の導入

改正前の独占禁止法に基づく公正取引委員会の調査権限は、命令違反に対する罰則を担保とする間接強制権限であり、そのような行政調査権限のみでは刑事告発を行うに足る十分な証拠収集等が難しいといった問題があった。

また、当該行政調査権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないと規定されており(改正前の独占禁止法第46条第4項)、行政処分と刑事罰の構成要件が同一である独占禁止法違反行為について、公正取引委員会が行政調査の結果に基づいて刑事告発することは、適正手続の観点から問題であり、刑事告発の対象となり得る事案につい

図 2 犯則調査権限の導入



ては、犯則調査権限を導入した上で、同権限に基づいて調査すべきであるとの要請が、経済界等からなされていた。

改正法では、以上を踏まえ、悪質かつ重大な案件について積極的に刑事告発を行うため、犯則調査権限を導入することとされた。これにより、従来証拠隠滅のおそれのあった証拠物等の押収が可能となるとともに、検察庁との連携の円滑化、適正手続上の問題点の解消にも寄与するものと考えられる⁴⁾。

なお、犯則調査権限の導入に伴って、公正取引委員会の中に犯則調査を専門とする部署（特別調査部）が設けられることになるが、法制上、行政手続を行う部署との関係が問題となりうる。今後、公正取引委員会内において、犯則調査部門と行政調査部門に組織が区分され、かつ、両者間で情報が遮断されるような組織体制が設けられることとなろう（図 2）。



5 審判手続等の見直し

(1) 排除処置命令

今回の改正前においては、公正取引委員会が違反行為を認定した場合、まずは排除措置を講じるよう勧告を行い、それに応じない場合に審判開始決定を行っていた。しかしながら、現行制度の下では、勧告が応諾されず審判手続が開始された場合、違反行為が継続していると認められるときであっても、当該行為に対処する手段が限られるという問題点があった。

最近のように経済がスピード化、グローバル化する中では、事件処理の効率化により、速やかに競争秩序の回復を図る必要性が高まっており、事件審査を行った結果、違反行為があると認められた場合には、その時点で当該違反行為を差し止める等の排除措置を命じることができるようになることが適当である。そこで、改正法においては、従来の勧告制度を廃止し、違反行為があると認められた時点で正式な処分（排除措置命令）を下すことができるようにされている。

また、改正前の独占禁止法では、違反行為がなくなってから1年であった排除措置を命ずることができる期間が、課徴金納付命令を行うことができる期間と同じ3年に延長されている。

なお、十分な適正手続の保障を図る観点から、排除措置命令が出される際には、事業者意見申述や証拠提出の機会が付与される事前手続が置かれ、公正取引委員会としてもその内容を踏まえ、適当である場合には措置内容等を適宜修正できることとされている。

(2) 課徴金納付命令

改正前の独占禁止法においては、違反行為について審判手続が開始された場合、審判手続が終了した後でなければ課徴金を命ずることができないと規定されていた。しかしながら、課徴金の審判で違反行為の存否が争われるなどの非効率が生じているため、事件処理の効率化を図るべく、排除措置命令と課徴金納付命令を同じタイミングで行えることとし、同規定は削除された。

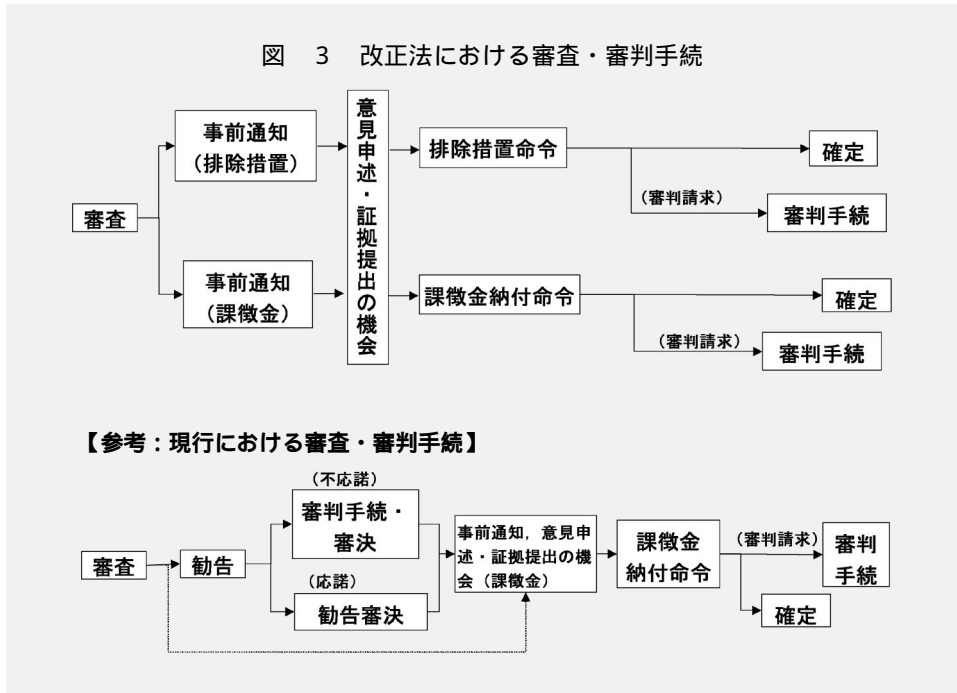
また、審判手続が開始された場合において、当該事件に係る課徴金納付命令はその効力を失うとされていたところ、課徴金納付命令を受けた者が、課徴金相当額の資金調達を先送りする等の目的で審判手続を請求することもあり得ることから、審判手続の開始によっては、課徴金納付命令は効力を失わない制度としている。

加えて、納期限を超えて課徴金の審判手続が行われた場合には、審決の謄本の送達の日まで年7.25%を超えない範囲内において政令で定める割合の延滞金を徴収することができることとされているとともに、審決で納付命令が取り消された場合には、政令で定める率を乗じて得た金額を加算した上で、公正取引委員会が事業者へ還付することとしている。

(3) 審判手続

従来の審判手続は、公正取引委員会が行政処分がある審決を行うための事前手続であったところ、今回の改正により、審判手続は、すでに行われた行政処分（排除措置命令）を再審理するための事後手続となる。

図 3 改正法における審査・審判手続



【参考：現行における審査・審判手続】

審判手続を経た後、審判請求に理由がないときは、当該審判請求を棄却し、審判請求に理由があるときは、原処分全部または一部を取り消し、またはこれを変更する審決を行うこととなる（図 3）。

6 施行期日

改正法の施行時期は、別に政令で定められることとなっている。今後、改正法に係る政令や規則の制定、改正法の周知のために一定の期間が必要とされるところ、改正法は、来年1月からの施行となることが見込まれる。

7 おわりに

以上、改正独占禁止法の主要な改正点について概観した⁵⁾。公正取引委員会にとって、課徴金減免制度および犯則調査権限は、迅速かつ効果的に事件を解明するのに役立つ重要な調査手段となることが予想される。また、課徴金算定率の引上げにより、独占禁止法違反行為に対する抑止力もより高まるこ

ととなる。法令遵守（コンプライアンス）の必要性・重要性が叫ばれる中、改正独占禁止法への対応は、企業にとっても重要な鍵になる。改正独占禁止法の実際の効果については、公正取引委員会による運用が始まって初めて検証されることとなるが、改正独占禁止法が日本経済の横並び・談合体質から脱却、市場原理に基づく公正かつ

自由な競争を一層促進していくものとなることが大いに期待される。

- 1) 改正独占禁止法の詳細については、公正取引委員会のホームページ（<http://www2.jftc.go.jp/kaisei.html>）を参照されたい。
- 2) 米国、欧州等の競争当局においても、「リーニエンシー制度」（一定の要件に基づき自発的に自らの違反事実に係る情報提供を行った事業者に対する措置を減免する制度）の導入により、カルテル事件の摘発に効果を発揮している。また、OECD もリーニエンシー制度の導入を加盟国政府に推奨している。
- 3) 報告等は単独で行う必要があり、行為をやめるときまで横並びとなるような共同での報告等は認められない。
- 4) 犯則事件においては、地方裁判所または簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状によって、指定を受けた公正取引委員会の職員が、臨検、搜索または差押えを行うことができる（改正法第102条）。また、犯則事件の調査の結果、告発を行った場合において、領置物件又は差押物件があるときは、これを目録とともに検察庁に引き継がなければならない（改正法第116条第1項）などの証拠引継ぎの規定を設け、告発手続の円滑化を図っている。
- 5) 改正独占禁止法には、他にも命令違反に対する罰則強化、価格の同調的引上げに対する報告徴収制度の廃止等の競争政策上重要な改正点が含まれている。